

令和元年度第2回鴨川市国保病院運営協議会 会議録

日 時 令和元年7月3日（水） 午後4時00分から午後5時00分まで

場 所 鴨川市役所 4階400会議室

出席委員 10名

川崎浩之（会長）、本吉正和（副会長）、長谷川倫秀、金井 輝、黒野 隆、
永井光子、高梨利夫、田村政彦、羽田幸弘、金高和江

事務局 市長 亀田郁夫

副市長 小柴祥司

経営企画部長 平川 潔、総務部長 増田勝己、健康福祉部長 牛村隆一

院長 林 宗寛、副院長 関 洋史、経営統括支援員 大橋恵子、

主査 吉田寛和、主査 吉田泰行、主査 浦邊彰紀

傍聴者 3名

会 議

1 開会

（事務局）

皆さん、こんにちは。

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

はじめに資料の確認をお願いいたします。

（資料の確認）

本日の会議は、お手元の「次第」に従いまして、進めさせていただきます。

会議は、本市附属機関等の設置及び運営等に関する指針に従いまして、公開させていただきますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

また、会議録作成のため録音させていただいておりますので、合わせてご了承ください。

それでは、令和元年度第2回鴨川市立国保病院運営協議会を開会させていただきます。

はじめに市長よりごあいさつを申し上げます。

2 市長あいさつ

（市 長）

皆様、こんにちは。

本日は、令和元年度第2回国保病院運営協議会を開催いたしましたところ、川崎会長をはじめ、委員の皆様には急遽の協議会開催にもかかわらず、このようにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、国保病院につきましては、委員皆様のご理解のもとに、新病院建設事業に関わる事

前協議を千葉県と進めてまいりましたが、去る5月22日付で、千葉県から補助金交付の内示をいただきました。

そののち、建築確認申請、入札公告等の準備を進めてまいりましたが、新病院建設事業が本格化するに際し、去る6月24日に病院経営専門の公認会計士に、病院事業会計全般にわたる総点検をお願いしたところ、新病院建設に関わる資本的収支不足額を補填する財源について、予算書の文章に誤りがあることが判明いたしました。

この点につきましては、後ほどご説明差し上げますけれども、委員皆様にまずもってお詫び申し上げますとともに、これに伴う措置として、追加補正のご了解をいただきたく、本日はご協議をお願いすることとなりました。

現在の進捗状況ですが、土地の所有者の方々にはご挨拶をさせていただきまして、改めて賃貸借契約の締結を済ませました。

入札の手続きにつきましては、先月の26日に庁内の審査会を通り、28日の公告を考えておりましたが、いったん止めているという状況でございます。

また、病院の現状を簡単にお話しさせていただきますと、4月5月の収益につきましては、前年同期比でプラス1,938万4千円、それに対して費用がプラス830万円でございます。収支としては昨年と比べ1,100万円改善しております。

これは地域包括ケア病床を設置したのも1つの要因と考えており、5月に8床から16床に増床しましたが、11月にはさらに7床増やして23床に、来年の4月にはもう9床増やして32床にしていきたいと考えています。そのことによって、病床の稼働率を今から上げておいて、いざ新病院になった際には、なるべくそのまま移行できるようにという思いで、院長先生をはじめ、皆さんで頑張っているところでございます。

増床のためには、理学療法士や作業療法士の増員も必要となりますので、様々なことにめどをつけながら、計画どおりにいくようにやっていきたいと思っております。

次に事務局でございますが、まず医事係につきましては、現在4名の体制で非常勤職員の方に頑張ってもらっていますけれども、もう1人入れて見落としなどが無いような体制をとっていきたいと考えております。

また、庶務の方もこれから建築が始まりますと、いろいろなものを買ったり、業者さんから要望が出たりということが考えられますので、これに対応できる体制を整えました。これから建築が始まった時には、しっかりと動けるようにしていきたいと思います。

そういったことから、一日にも早く公告・入札をしたいと考えまして、突然でしたけれども、委員皆様には本日お集まりいただいたところでございます。

今後は、7月12日に臨時議会をお願いして、議会で了解をいただいた後、入札に持っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

また、何かございましたら、後ほどご質問いただければと思います。

本日は、よろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして、会議に入らせていただきます。

鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定によりまして、会長に議長として進行していただきます。

なお、只今の出席委員は全員です。設置条例第5条第2項の規定により定足数に達しておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、川崎会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

(川崎会長)

それでは議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日の会議録の確認については、名簿順に金井委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります、

はじめに、「鴨川市病院事業会計予算について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料1-1をご覧ください。

これは、平成31年度鴨川市病院事業会計予算のうち、資本的収入及び支出の部分を抜粋したものでございます。

この第4条中、資本的収入及び支出の予定額につきまして、括弧書きの部分ですが、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,980千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,980千円で補填するものとする。」と記載をし、これを補填財源と見込んでおりました。

この資本的支出のうち主なものは、新病院建設に係るものでございます。先ほど市長が申し上げましたとおり、工事の入札が行われる予定であることから、去る6月24日に市内の病院にも関わっております病院経営専門の公認会計士に依頼をし、昨年度の決算額も踏まえ、今年度の病院事業会計予算につきまして、点検をお願いいたしました。

その中で公認会計士から指摘された点が、資料の下段「2」で、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,980千円については、消費税分で充てられなかった」というものでございます。

具体的には、①にありますとおり、令和元年度分につきましては、当年度(令和元年度)分消費税及び地方消費税資本的収支調整額として見込まれる額は34万5千円とのことでございました。これは完成した医師住宅等に係る控除対象となる消費税分でございまして、消費税として補填できるものはこれだけ、ということでございます。

また、②のとおり、新病院建設に係る消費税の申告時期でございますけれども、当該建設工事完了後の決算を踏まえて申告することとなるため、今年度においては、新病院建設に係

る消費税の税額控除等調整計算の必要がないということで、控除対象となる消費税は全くないということでございます。

こうした理由により、資本的収支不足額 7,898 万円を消費税のみを財源として充てることは難しく、補填財源としては、過年度分の損益勘定留保資金を充て、それでも難しければ、一般会計から出資金として繰り入れてもらうことが必要であるというのが、公認会計士からいただいた指摘、助言でございます。

さらには、入札・公告を進める前に補填財源を確保すべきであるとの指摘も併せていただいております。

この指摘を受けまして、損益勘定留保資金の中から補填可能な資金を確認しましたところ、実質的には平成 30 年度の純利益ですけれども、3,863 万 5 千円がございましたので、まずはこの額を充てることといたしました。これが資料の中段右側の表、「①過年度分損益勘定留保資金（平成 30 年度純利益） 38,635 千円」でございます。

次に、先ほど申し上げました医師住宅完成等に伴う控除対象消費税が、「②当年度（令和元年度）分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 345 千円」でございます。

この①と②を足しますと、3,898 万円となりますので、不足となる 4,000 万円の財源の確保を検討させていただきました。その結果ですが、現在、病院の経営改革による収益増を図っており、収支は改善しつつありますけれども、しばらくは推移をみていく必要があること、現時点でも新病院建設のスケジュールが 3 か月ほど遅れており、早期に入札公告、執行を行うためには、財源を確実に確保し、しっかりと進めることが重要であるとの判断させていただきました。

したがって、「③一般会計からの出資繰り入れ（市議会の補正予算案可決後） 4,000 万円」を考えさせていただいたところです。

このように資本的収入が資本的支出に不足する 7,898 万円につきましては、消費税のみで補填するのではなく、損益勘定留保資金、また一般会計からの出資金を充てさせていただきたいものでございます。

病院建設に係る総事業費は 27 億 2,200 万円で、これまで申し上げてきた金額と変更はございませんけれども、資本的収支の誤りにつきましては、重ねてお詫び申し上げますとともに、財源不足の部分については、一般会計からの出資による繰入金ということで、なにとぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、これらの手続きにつきましては、ご案内のとおり新たに補正予算を作成し、市議会でのご可決をいただくことが前提となります。資料の裏面には、仮に補填財源が確保できた場合の新病院建設事業のスケジュール概要をお示しさせていただきましたが、当初の計画から 3 か月遅れ、令和 3 年の 2 月に新病院開院ということになります。

また、資料 1－2 につきましては、資本的収入の補填財源のうち、一般会計から出資金として繰り入れていただくため、市議会へ提案する議案の資料でございます。先ほど申し上げました出資金として、4,000 万円の計上をお願いしてまいりたいと思います。2 枚目も関連の表となっております。3 ページ目はキャッシュ・フロー計算書になります。今回補正予算額として 4,000 万円を収入に見込んだ場合を記載させていただいており、これによりまして

資金の期末残高、年度末の残高が 4,603 万 7 千円になります。

このような形で、資金的収入および支出の不足額 7,898 万円については、消費税だけを充てるのではなく、過年度分の損益勘定留保資金、また一般会計からの出資金として 4,000 万円をお願いしながら、補填をしていきたいということでございます。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑、ございますか。

(本吉委員)

見込んだ消費税を見込むことができなかったという単純なことだと思いますけれども、診療報酬には消費税がかからないにもかかわらず、それを収入として見込んでしまったということでしょうか。

(牛村部長)

資金的収支の不足額を消費税で補填することができず、誤った記載となってしまいましたものであり、内部のチェックが甘かった部分もあるかと思えます。その点は、大変申し訳なく思っております。

消費税で補填できなかったという部分ですが、今年度から本格的に新病院の建設が始まり、支払いに係る消費税も高額になります。資料 1－1 にもありますとおり、今年度分の建設に係る支出 14 億 1,789 万 7 千円のうち、消費税率が 10 パーセントとしますと、1 億 4 千万円が消費税となる計算です。

これまで、国保病院では、売上げに係る消費税のみを控除対象とする簡易課税方式を採用して、消費税の支払いをしておりました。しかし、今年度から建設事業に伴う支払消費税が多くなるので、支払消費税についても控除対象になる本則課税方式にした方が、消費税額を抑えられるということで、課税方式の変更をさせていただきました。

工事期間は本則課税の方が有利になると考えていたわけですが、公認会計士の指摘により、工事に係る消費税の全額が控除対象になるわけではないということが、判明したところでございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、消費税について誤っているこの部分につきまして、補正させていただきたいものでございます。

以上でございます。

(本吉委員)

建設費には 10 パーセントの消費税がかかってくると思いますが、病院の収入として消費税が見込めるもの、例えば差額ベッド代などのほかにどのようなものがあるのでしょうか。

(牛村部長)

売上げに係る消費税といたしましては、診断書、証明書関係、室料差額、いわゆる差額ベッド代などがございます。過去の決算では、非課税の診療報酬なども含めた国保病院全体の売上げの中で、課税売上げ対象は、約 8 パーセント、520 万円くらいでございます。

それに対しまして、今年度分の工事に係る支払消費税は 1 億 4 千万円となりますが、この全額を控除対象として、売上げの消費税と差引きができるわけではない、というのが公認会計士の指摘でございます。

具体的には、全体売上げの中で課税売上げ対象が 8 パーセントですので、支払いに関する消費税も 1 億 4 千万円の 8 パーセント分、1, 120 万円しか控除対象として見られないということでございます。

(本吉委員)

水道事業にしても病院事業にしても公営企業の会計というのは特殊で、理解が難しく、18 人いる議員が全員理解しているとは限りません。

今後こういうミスが出ないとも限らないわけですが、そのたびに会議を招集して、あるいは臨時会を開いてとならないように、今後このような初歩的なミスをなくすために、どういう方向で向かっていくつもりでしょうか。

30 億近くもかけた本市の大事業がこれから始まりますので、最後にそこをお聞かせください。

(牛村部長)

今般、消費税の誤りについて指摘をいただいた公認会計士の方に、今後も継続して病院事業会計全般について点検をしていただきたいと考えております。これによりまして、病院事業会計の機能強化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(金井委員)

概ね 27 億の建設工事ですが、消費税が入っての金額ですか。これにプラス消費税でしょうか。

(牛村部長)

消費税を 10 パーセント見込んでの金額です。

(高梨委員)

不足分の財源が載っておりますが、①の記載が不適切ではないかと考えます。①をこのまま読みますと、平成 30 年度に 3, 863 万 5 千円の利益が出ていると読めますが、30 年度は 64 万 2 千円の赤字になるという予算が、既に議決をされております。

現時点では、30 年度の決算が終わっておりませんので、30 年度の純利益を補填財源に使

うことはできません。したがって、この文章を生かすのであれば、例えば「平成 30 年度以前等の当年度純利益」にすることが考えられます。減価償却も入ってきますから、純利益だけではないのですが、そういう風にしないと、30 年度に 3,800 万円の利益が出たのか、となってしまうので、訂正をした方がよろしいかと思います。

また、この中には出てきませんが、過年度分損益勘定留保資金が、結構あると思います。繰入で処理するのはもちろん結構ですが、留保資金についても、以前は台帳がありましたので、その台帳を見ながら算出していった方がいいと思います。この文面だけでというのは、非常に無理があると考えます。

(牛村部長)

貴重なご意見、ご指摘ありがとうございます。確かに平成 30 年度の決算というのは、9 月の議会でご審議、ご承認をいただくものとなります。

今回は、平成 30 年度の損益勘定留保資金を計算する中で、ある程度の見込みという形で上げさせていただいたものでございます。

ほかにも修繕引当金や減価積立金などがありますが、それぞれ目的があり、充てられる部分も限られてくるため、このような形で記載させていただいたものでございます。

ご指摘を踏まえて、記載方法を考えていきたいと思います。

(市長)

役所の予算と決算の数字というのは、非常に難しいものがあります。

予算の時は 64 万円マイナスだったんですが、最後に締めてみたら、プラス 3,800 万円になったと。インフルエンザが多かったなどの要因があるのかもしれませんが、いずれにしても結果的に、そういったことになっております。

(牛村部長)

建物が耐震基準以下だから建替えれば良いというのではなく、経営改革、改善を図りながら、収益確保を図ることで、はじめて建替え後も安定的な運営が行えるというのが市長の考え方です。

国保病院には、急性期の病床 52 床と慢性期の病床 18 床があります。しかし、国、県、安房の医療圏のレベルでも不足しているのが、回復期の病床です。リハビリテーションやご自宅へ帰るためのケアをするような病床ですけれども、昨年度、その増員のために、人件費相当として、一般会計から通常よりも多く繰り出しをお願いして準備してまいりました。それが徐々にではありますけれども、結果として収益につながってきており、先ほど市長の話にもありましたとおり、この 4 月 5 月の 2 か月の収支が、前年同期と比べて 1,100 万円改善しております。

昨年度は、医業収益の不足が見込まれまして、3 月の補正で一般会計から追加で 6,500 万円を入れていただいたんですけれども、そこはある程度改善が図れてきたのではないかと。数字的に見ても病院の収益が増えていますので、これからもしっかりと取り組みながら、収

益を上げていきたいと考えております。

もちろん、利益を上げていくことだけが公共の公立病院の役割ではありませんけれども、安定的な経営を図るという部分には取り組みながら、その中で病院の建て替えにつなげていければと考えております。

(市長)

ちょっと甘いのではないかというご指摘もあると思いますので、それも含めて、先ほどの医療を専門とする公認会計士に見ていただこうと考えております。

また、行政の会計基準と民間病院の基準も異なりますので、医療とそれに伴う収支について、もっとわかりやすく経営状態をお示しできるように変えていきたいと思います。

(羽田委員)

今、公認会計士というお話もありましたが、今後は、事務局の事務能力が問われていくのではないかと考えております。

病院は、医局、看護局、事務局が三すくみ状態できちんと機能していかななくてははいけません。私自身も国保病院で事務局を経験したことがあります。今は事務局の力が少し弱くなっているんじゃないかと、個人的に思っております。

元々消費税は簡易課税、原則課税の2通りあります。原則課税を使わずに簡易課税でやっていて、ある時期には儲かるからこっちにしましょうというのはリスクが伴います。今回の件は、そのリスクチェックができていなかったことの結果だろうと思います。

今後、経営を一生懸命やっていく中で、事務局の機能をもう少し強化していくことを視野に入れることが必要ではないかと。確かに外部は外部として、チェック機能として必要ですが、今後、事務局の強化を視野に入れてお願いできればと思います。

(市長)

これはおっしゃるとおりだと思います。病院会計について、今、1から見直しをしています。公営企業会計と一般の病院の会計、これを1つにミックスしないと、どうしても表現があいまいになってしまうと感じております。今回の件に関しては、全くのミスだったんですが、外部の力を借りながら、全体でレベルアップをしていくという風にやっていますので、しばらくお時間をいただければと思います。

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。

「鴨川市病院事業会計予算について」は、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「医師住宅の完成について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

それでは資料2をご覧ください。

今般の医師住宅建設に関してましては、病院の建て替えに伴うものでございまして、6月26日に完了検査が終わり、完成となりました。

概要ですが、まずお手元の資料の上段にありますとおり、工期は平成30年12月29日から本年6月20日、工事請負金額は9,460万8千円です。内訳は、既存の建物の解体、外構、地盤改良工事などに1,483万3千円、4世帯分の建築工事に6,079万9千円、共通仮設費等に1,897万6千円でございます。

資料中段がA棟でございます。こちらは単身者用で1LDKが2世帯分でございます。1階は1世帯分15坪、2階も同様に1世帯分15坪でございます。

資料下段のB棟は家族用でございます。3LDKが2世帯分、メゾネット型で1世帯分26坪でございます。

資料2枚目から4枚目がA棟B棟それぞれの外観と室内写真でございます。5枚目が医師住宅全体の配置図でございまして、駐車場は乗用車5台分を確保しています。6枚目の資料が平面図で、左側がA棟、右側がB棟となっております。

以上簡単でございますけれども、医師住宅の完成報告とさせていただきます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

無いようなので、質疑を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。

「医師住宅の完成について」は、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

本日の議事はすべて終了いたしました。

これで議長の職を終了させていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

事務局にお返しします。

(事務局)

ご審議ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、林院長よりごあいさつ申し上げます。

(林院長)

国保病院の体制も含めた色々な問題につきまして、皆さん親身になっていただき、ご協議いただきました。

貴重なご意見をいただき、本日はありがとうございました。

4 閉会

(事務局)

それでは、これをもちまして、閉会とさせていただきます。

なお、次回の会議につきましては、8月の開催を見込んでおります。

皆様には、改めて事前にご案内をさせていただきます。

本日はお疲れ様でございました

令和元年7月26日

会議録署名人 金井 輝